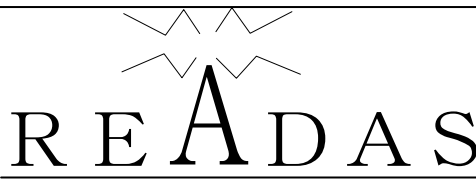


第 5966 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 5月30日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 補聴器と医療費控除

Q：「補聴器適合に関する診療情報提供書」において、購入する補聴器が医師等による診療や治療を受けるために直接必要である旨が記載されている補聴器の購入費用は、医療費控除の対象になりますか？

A：一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額は、医療費控除の対象となります。

【解説】

「補聴器適合に関する診療情報提供書（2018）」とは、一般社団法人耳鼻咽喉科学会から公表されたもので、同学会が認定した補聴器相談医が患者の耳科に関する医学情報や聴覚に関する情報等を記載し、補聴器の新規適合や更新等のために患者に交付するものです。

補聴器が診療等のために直接必要か否かについては、診療等を行っている医師の判断に基づく必要があると考えられますが、一般社団法人耳鼻咽喉科学会が認定した補聴器相談医が、「補聴器適合に関する診療情報提供書（2018）」において、補聴器が診療等のために直接必要である旨を証明している場合には、その補聴器の購入費用（一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額に限ります）は、医療費控除の対象になるとされています。

